

広島県公安委員会公告第101号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定による検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により公示する。

平成19年8月3日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別及び級	実施期日	実施場所	定員
貴重品運搬警備業務1級	平成19年11月3日(土) 午前8時30分から 午後5時まで	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター	20名程度
空港保安警備業務1級	平成19年11月17日(土) 午前8時30分から 午後5時まで	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター2階	15名程度

2 検定対象者

広島県内に住所地がある者又は広島県内の営業所に属する警備員で、次のいずれかに該当する者

- (1) 貴重品運搬警備業務2級又は空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 広島県公安委員会が上記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

3 検定の科目

種別	試験区分	科目
貴重品運搬警備業務1級	学科試験	<ul style="list-style-type: none">○ 警備業務に関する基本的な事項○ 法令に関すること。○ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

	実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
空港保安警備業務1級	学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。 ○ 空港に関すること。 ○ 空港保安警備業務の管理に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 空港保安警備業務の管理に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

注 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

4 検定申請手続等

(1) 届出方法

- ア 受検希望者本人が、下記(2)の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同署備付けの検定受検希望届出書により届出を行うこと。
- イ 受検希望者の数が定員を超えた場合は、抽選により受検予定者を決定する。
- ウ 抽選の結果及び検定申請書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。

(2) 検定受検希望届出書の提出期間

- ア 貴重品運搬警備業務1級に係る検定
平成19年9月18日（火）から平成19年9月21日（金）までの午前8時30分から午後5時まで
- イ 空港保安警備業務1級に係る検定
平成19年10月1日（月）から平成19年10月5日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

(3) 検定申請書の提出先

受検予定者に決定した者は、下記5の提出書類等を住所地又は警備員である場合にその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課に提出

すること。

(4) 検定申請書の配付場所等

広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において直接受け取ること。

5 提出書類等

(1) 検定申請書 1 通

(2) 広島県内の住所地を疎明する書面又は広島県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面のいずれか一つ

(3) 写真 2 葉

申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

(4) 上記 2 の(1)に該当する者は、貴重品運搬警備業務 2 級又は空港保安警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを誓約する書面及び履歴書を提出すること。

(5) 上記 2 の(2)に該当する者は、一級検定受検資格認定書（広島県公安委員会が上記 2 の(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者であることを証する書面）の写し

6 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

ア 貴重品運搬警備業務 1 級に係る検定

16,000 円

イ 空港保安警備業務 1 級に係る検定

16,000 円

(2) 納付方法

検定手数料は、検定申請書提出時に 16,000 円に相当する額の広島県収入証紙により納付すること。

この広島県収入証紙は、検定申請書にちょう付せず消印もしないこと。

なお、納付された検定手数料は返還しない。

7 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において後日交付する。

8 服装及び持参物

(1) 服装

私服（作業衣，運動が出来る服装等）

(2) 持参物

受検票，筆記具，印鑑

9 検定の実施

この検定は，広島県公安委員会，島根県公安委員会及び鳥取県公安委員会が共同で実施する。

10 問い合わせ先

(1) 広島県警察本部生活安全部生活環境課

電話(082)228-0110 内線3214, 3215

(2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

11 その他

試験内容に関する問い合わせは，一切受け付けない。